

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年6月5日(月)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
12番	芳川清志
13番	林 勉
14番	森 一博
15番	井上文彦
16番	神原 均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田 武
20番	林 吉一

4. 欠席委員

2番	山口吉広
11番	南 和弘

(事務局長)

皆さまこんにちは。時間となりましたので、これから令和5年第6回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないご配慮をお願いいたします。

本日、山口委員と南委員から欠席届をいただいておりますので、本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立をしております。

また、さる5月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略いたします。

4番 上田幸子委員

7番 田中会長

13番 林勉委員

18番 川嶋委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|-------|--|----|
| 議案第1号 | 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について | |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) | 4件 |
| 議案第3号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(納税猶予(出口)) | 1件 |
| 議案第4号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) | 2件 |

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。13番の林勉委員、14番の森委員、よろしくお願

(会長)

いをいたします。

それでは、資料に基づきまして、議案第1号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてをまず議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、始めに資料Aの1ページをご覧ください。こちらが提案理由である農林水産省経営局長通知になります。農業委員会法第37条の規定により実施した最適化活動の状況を公表しなければならないとされており、この点、目標に照らして点検・評価を行った上で公表することが重要であるとされています。これに基づき、令和4年度の目標に照らして実施状況を作成いたしました。

それでは、議案書でご説明させていただきます。まず、議案書3ページ上の(1)農地の集積について、②目標と③実績を見ていただきたいのですが、目標である新規集積面積13ヘクタールに対して22ヘクタールの新規集積があり、集積率も52.4パーセントと目標を上回りました。この結果、目標に対する達成状況は104パーセントとなりましたので、点検結果は「目標を上回る結果となった」としています。

次に、議案書3ページ下から4ページ真ん中の(2)遊休農地の発生防止・解消について、こちら②目標と③実績を見ていただきたいのですが、目標である解消面積0.27ヘクタールに対して、0.55ヘクタールが解消され、目標に対する達成状況は203.7パーセントとなりました。ただし、現在の遊休農地面積は、2.43ヘクタールであり、新規発生があったことで前年度からは増える結果となりましたので、点検結果は「既存遊休農地の解消は目標を上回る結果となったが、新規発生により、遊休農地の面積は増えた」としています。このように、(3)新規参入の促進なども点検・評価を行い、もう一度資料Aの2ページを見ていただきたいのですが、2ページの左側にに基づき評価すると、令和4年度は「目標に対して期待を

(事務局)

上回る結果が得られた」となり、この結果を議案書の6ページ下の評語に記載しています。議案書6ページの下の評語の下なんですけども、推進委員等の点検評価結果については、本日、青色の表紙に令和4年度最適化活動の実施状況一覧表と記載した、毎月の活動記録簿を元にまとめました各委員さんの最適化活動を資料Aの2ページの右側で先ほどの左側と同じように評価した結果を記載しています。事務局も活動記録簿以上に農地の確認や農業者さんとお話していただいと理解しているんですが、どうしても活動記録簿を元にまとめることとなります。資料Aの2ページの右側のとおり、期待以上の結果を得るには、15点以上の評価点が必要であり、皆さまの活動日数が重要となってきます。お忙しい中、後回しになることもあると思いますが、その都度、できる限り活動記録簿へのご記入をお願いしたいと思います。また、お帰りまでに、先ほどの青色の表紙の実施状況一覧表の右下に自己の点検評価の欄があるのですけども、そちらに何か一言で結構ですのでご記入をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。説明は以上になります。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

ただ今、議案第1号の説明が終わりました。この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしゅうございますか。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようございます。

それでは採決に入ります。この案件は農業委員さんではなく、農業委員、推進委員すべての委員さんに挙手をお願いをするものです。議案第1号のとおり実施状況を公表することに賛成の農業委員さんと推進委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号のとおり実施状況を公表することといたします。

(会長)

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたし

(会長)

ます。

まず、現地調査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●委員)

それでは、議案第2号受付番号12から受付番号15の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきたいと思えます。

本件該当地につきましては、受付番号12から15ですね、特に問題ないものと思われます。

(会長)

それでは、議案第2号受付番号12について、まず事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号12について、議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成しました農地法第3条調書については、議案書8ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号12、この案件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号12を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号13の案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号13について、議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。譲渡人の詳細については、議案書10ページの別紙をご覧ください。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成しました農地法第3条調書については、議案書11ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号13、この案件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号13を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号14の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号14について、議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書13ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号14につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

生前贈与の案件ですけど、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第2号受付番号14を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号15に入ります。受付番号15の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号15について、議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書15ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号15につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号15を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口を議題といたします。

それではまず、議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号2につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号2について、議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページ、6ページ、7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号2について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。納税猶予の案件ですけど、よろしいですか。それでは、ご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第3号受付番号2について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして、議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権の設定を議題といたします。

議案第4号の審議に入る前に、まず農用地利用集積計画について、事務局から説明を願います。

(事務局)

農用地利用集積計画について、ご説明をさせていただきます。

(事務局)

資料B、先ほどの資料Aの後についてる資料Bの3ページをご覧ください。こちらが農業経営基盤強化促進法の一部改正の新旧対照表になります。上が新基盤強化促進法、下が旧基盤強化促進法です。今までは、下の旧基盤強化促進法第18条第1項により利用集積計画を定めていましたが、新基盤強化促進法の第18条は「農業者等による協議の場の設置等」となっており、第19条で農業経営基盤の強化の促進に関する計画、いわゆる地域計画により定めることとなりました。

それでは、地域計画が策定されていない場合、どのように利用集積計画を定めるのか、資料Bの4ページの下を見ていただきたいのですが、こちらの基盤強化促進法の附則の第5条に、地域計画が策定されるまで旧基盤強化促進法として利用集積計画を定めることができる経過措置が記載されています。つきましては、地域計画が策定されるまで、表題は旧農業経営基盤強化促進法となりますので、お伝えさせていただきます、以上です。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

通常でしたら、●委員に退席をお願いするところですが、今日は欠席ですので、それではまず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第4号受付番号51の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題がないものと思われま

(会長)

それでは、議案第4号受付番号51について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号51について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書18ページをご覧ください。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 8 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 5 1、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 5 1 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第 4 号受付番号 5 2 の案件について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第 4 号受付番号 5 2 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題はないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第 4 号受付番号 5 2 の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 4 号受付番号 5 2 について、議案書 1 9 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第 1 8 条調書については、議案書 2 0 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 9 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号52の案件について、何かご意見ご質問等はございませんか。はい、●●●委員。

(●●●委員) 受付番号52の場合ですけども、これ●●●●●から借りるいう、貸し手が●●●●●になってるんやけども、●●●●●というのは、去年か一昨年に自分のところで作るって言うて買ってはる問題ちがうの、ちょっと教えてください。

(事務局) この場所ってというのが、●●●●●が所有されて約3年くらいになるんですけど、うちのほうで求めている誓約書っていうのが、3年間は自ら耕作するっていう誓約書をいただいている中で、期限というか、3年という期間は過ぎての利用権設定になるので、昨年とか一昨年の状況とは異なるんです。

(●●●委員) 実際、その●●●●●が去年も一昨年も作ってるんやったらいいんですけども、多分作ってなかったというふうに、人に貸したあったまんまで、そのまま、また貸したりする。●●●●●は契約違反やいうことで、前にいっぺん取消し求めたことある会社なので、ちょっと危険やなって思って。良かったらそんでいいんですけどね。

(事務局) 今、●●●委員が言ってくれはったように、今後、●●●●●のほうからそういう申請が出てきた時、今後、どういうふうな形で経営していくのかっていう確認はとっていく必要があると思っています。ただ今回の場合、●●●●●っていうのは貸し手のほうで、審議するのは借り手のほうのことになると思います。貸し手さんに係る今後のことに関しては、窓口のほうで確認とっていかうと思っています。

(会長) ●●委員。

(●●委員) ちょっと今聞いてたらね、3年を切れたさかいに、もうそんでええというようなことやねんけどね、そしたらそういうなところがどんだんどんどん増えていったら、農業委員会としてど

(●●委員) うしますの。3年経ったさかい、うち農業する言うて買ったけど、もういらんから誰かしなさいというようなことでね、どんどんどんどんそういうところが増えていったら。そんなもん、おさまらへんのとちがうの。

(事務局) 利用権設定していくことに関しては特段問題ないんですけど、ただその中で、どんどんどんどん貸していかれる中で、農地をまた取得していこうという話になると、事は変わってくると思いますので、そのへんも含めて、先ほどお伝えさせてもらった窓口のほうで確認、今後の経営っていうのを確認していく必要があるのかなと思ってます。

(●●●委員) 去年、これあったんちゃうの。●●●●●、買い取りかなんか許可申請出たあったやん、去年に。ここの土地ちゃうで、他のところで買い取りするとかとか言うて、出てへんかったか。

(事務局) 出てます、去年のちょうど1年経つかな。

(●●●委員) だから言うてるだけであって、去年買ってるのにまた貸してるっていうのはおかしい。

(会長) はい、●●委員。

(●●委員) この貸し手の方、今、●さんもありましたように、去年にどこかで買いたいということで、問題が出た方やと思うんですけどね。そんな中で買いたいっていうのにまた貸すというのは、どういう経営状態なんですかね。今後はこの方が、●●●●●が出たときには、もう認めないという形でいくのかどうかっていうところになってくると思うんです。今後、買いたいっていう場合どうするかということと、買いたいということで、委員会であかんということになって、今、裁判になってるわけでしょ。そこと話が合わない感じはするんです。

(会長) 事務局どうです。

(●●●●●)

裁判終わってからにしようか。

(●●委員)

裁判があるやなしに、この方がこういう形で貸すいうことは、次、買いたいということで来はった場合には、もうペケにするしか方法がないのちゃうかなと思うんです。

(●●●委員)

だから去年ペケにしたんちゃうの。

(●●委員)

農業委員会としての態度を決めておかんことには。

(事務局長)

実際、●●委員がおっしゃられるように、次どうするんやっというところになってくると思うんですけど、その時はやはり申請書に対して、3年間の計画なんかも出してもらいますので、それは本当に適切な、適正に計画されてる計画なのかってことを十分聞き取りする中で、申請書のほうを確認していくことしかできないと思うんですね。今回のこういったものもある一定、農業経営を整理される中で、貸してもっていうところでの案件だったと思いますので、そのあたりは借り手さんのほうの審議をお願いするというので、今回、利用権設定に審議を願っているわけなんです。先ほども、藪内のほうから言いましたけれど、今後のことについては十分窓口でその案件ごとに内容の確認をすることで、この場に持ってあがるようにこちらも十分情報収集するっていうことになるかと思しますので、一概に申請が出てきたし、今までのケースもあるので、あかんのじゃないかっていうわけではなくって、その都度その都度、その申請された内容を審議するってことになるかと思ひます。

(●●●委員)

去年出てきた時ね、これ経営の拡大いうことで出てきたはずなんです、前の時ね。拡大してるもんが、自分として貸すっていうのはおかしいやろう。拡大じゃないやん、それやったら。何のために買ってるかいうのを去年に問題にして、ちょっと止めてていただいたけど。その辺はちょっと、矛盾してるんちゃうやろうかというふうに思うんです、貸すいうだけの問題じゃなくて。借りはるのは、結構やで。ようけ借りてくれはったら

(●●●委員) いいねん、みんな。作らはらへんのやったら貸してくれはったらいいねんけども、貸す人が何のためにその土地を買って、自分のところのもんにしたかったっていうだけの、それだけのことなんです。これ、だいぶ前から問題になってる会社なんですしね、その辺は注意して、貸す言わはったときに、何で貸すんやと、経営拡大してるん違うんかということで、自分のところで作らなおかしい。おかしいし、みんなで判断してください、わしらは判断義務がないから。

(事務局長) 実際、●●●●●とのやりとりの中で、令和2年度以降ですね、こういった自らが効率的に農業していけるのかってところを●●●●●のほうに問いただささせていただくことによって、そういったそのあたりでっていうことで、しばらくの申請はない状況ですと来ておりましたが、今回、去年ぐらいから、農地の移動が発生したということに、嚴重、皆さんご存知だと思われるんですけど、その時でもやっぱりこちらとしては、常々その経過を踏まえて、一件一件その中を審査させてもらうってことでやっておりますので、今後も引き続き、その姿勢は変わらずして、窓口として事務局は対応していつて、この場に案件をあげさせてもらうっていう中で、農業委員さんからのご意見を踏まえて最終的には判断を出させてもらうってことになろうかと思っておりますので、引き続き、丁寧な窓口対応にて、情報収集ということで進めていきたいと思っております。

(会長) ●●●委員、よろしいですか。

(●●●委員) ええとは言えへん。

(会長) ●●委員、いかがです、よろしいですか。ええとは言えへん。

(●●委員) 今後の問題やと思うんですね。今後、規模拡大で出てきたときにどうかってこと。それだけきちっと審査してほしいな。

- (●●●委員) 自分ところ減らしてるのにね、規模拡大っていうのはおかしい。
- (●●委員) あんた貸してるやろうっていうねんな。それを事務局が言うてくれなあかんわ。
- (●●●委員) それとね、他にも利用確認ようけ書いてあったけど、利用確認してんのも、何年かは作ってて、それなら何作ってたってかまへんやんっていうことになるやん。それだけです、農業委員さん、判断してください。
- (会長) そのほかの委員さん、何かご意見等ございませんか。今、お三方のほうからご意見等出ておりますけども。その他何かございませんか。なかなか頭を悩ませるような案件かというふうに思いますけども。
- (●●委員) これ、●●●で問題になった会社ですよ。今までの全部経緯から言うと、ここにあがってくるのがおかしいなと思うんやけどね。経営状態も、前年少ないって言うたんを急に1年で売り上げを出して来はったとこやね。そんなあり得ないことをしはるような会社やからね。あがってくるのが逆におかしいと思いますけど。
- (●●●委員) 他の人はちゃんと農家やってくれてはるのに、迷惑かかってあるからな、こういうなので。そんな人が同じように、買って他のところに貸さはるのと一緒であって、絶対に貸したら儲からへんねんからね、買って、儲かるもんないのに貸してはるいうことはおかしいですからね。それなら、今の不動産屋がようけ買い占めてやってはるのと一緒やからね。地上げみたいになってる。貸さはるのは問題ないねんで、これは全然問題ないで、ただ人がそういうな問題であって。
- (事務局) 今、各委員さんのほうからそういう沢山のご意見いただきまして、現地調査の時もそういうふうな話は出てます。事務局の

(事務局) ほうも先ほどと同じことになるんですけども、今後、貸し手さんのほうから申請が出てくる際には、今後の意向をきちんと確認した上で、窓口で対応していこうと思っております。ただ、今回の案件っていうのが借り手さんのほうがどうかっていう審議になってきますので、過去のそういった貸し手さんのほうのお話もありますけども、今回、利用権設定としてどうかっていうふうなところで審議いただければと思っております。

(●●●委員) もう一回だけ言わせて。去年の問題になった時、裁判を今、やってると、あれは却下されたんですか。

(事務局) 今、まだ継続中ですね。

(●●●委員) おかしいやろ、それ。裁判が終わってるんやったら認められるけども、裁判かかっているってことはまだ、云々言うてるんちゃうの。

(事務局長) それは去年のね、皆さんで不許可相当ということで審議いただきました●●●●●●●●のころの案件についての裁判なので。

(●●●委員) いやいや、その案件とも言ってへんやん、別にかまへん。自分ところで買うって言って、事業拡大するのに買うって言ってはるのを今、裁判かかっているのにおかしいやろ。

(事務局長) 結局は買うって言ったけれど、それは認められんということで農業委員会が不許可にしていますので、それはこの今、裁判しているのがどのように進むかによって、今はまだわからない状況ですよ。3条が認められないのか、審議を見直しするのか。

(●●●委員) これ認めてしまったら、その裁判オーケイなるやん。

(事務局長) これは言うように、借り手さんのほうの審議で、この●●●●●●●●の農地を法人が借りたいということに対しての審議で

- (事務局長) すので、いろんな●●●●●さんの農業経営を考える中で、貸してほしいということに対して対応された。その農地は3年以上前に購入された農地であるということが、原則、提示できる状況になってますよね。
- (●●●委員) 借りるのは俺オーケイ言うてるやん。借りるのはオーケイやけども。
- (事務局) 反対に、裁判のほうで所有権移転の話がありましたけど、そちらで裁判なってます。今回の利用権設定のほうで貸されていく中で、その辺をどう伝えることができるのかですけど、裁判のほうでも規模拡大していくのに対して、こうやって貸されてるのはどうですかという問いかけもできるかなとは事務局では考えてます。
- (●●委員) それやったら保留にしといたらどうやねん、これは。
- (●●委員) この土地やけどね、これ自分とこで3年間利用しはったって説明やね、今の。●●●●●が3年間自分のところで使用して、3年経って貸すという。
- (事務局) そうですね。
- (●●委員) これヤミで貸してるやん、それまで。自分のところでしてたんじゃないしに、ヤミで農業委員会通さんと作とったんと違う。確かここ、ネギ作ってあった。自分のところで管理はしてない。さっきの話、自分のところで管理をするっていう3年間やね。
- (事務局) そういうふうなお言葉ありますけども、確証たるものがうちで得られてないのが正直なところで。
- (●●委員) ●●●の西側やろ、これ。

(事務局)

●●●の東側ですね。ちょうど●●●の入り口というか、入っていったところですね。

(●●●委員)

借りはるところの問題や言うけども、貸さはる人も貸さはる人やから問題なただけの話やし。ただ、覚えてるからね、こないだやもん。まだ口乾かぬ間に、裁判かかってある間にやっではる言うことはおかしいやろ、出てくるというのが。借りはる人は俺、確かに全部借りてはるしええねん、ようけ借りてもっとやってくれはってもええと思うねんけども、貸さはる人の名前書かんでもええねん。

(事務局長)

●●●●●としては、農業経営を色々考える中でのひとつとして今回、この農地を貸すっていうことになったかと思われるんです。去年の裁判を踏まえて、町内なり農業委員会から状況を調べる中で。

(●●●委員)

ちょっと待て。なんで事務局、この●●●●●の肩持つてるような発言ばかりするねん、持たないかんの。事務局受け付けたさかい。

(事務局長)

これは議案書にもありますように、法人が●●●●●の農地を貸してほしいっていう案件になってますので、なので今後、ここを借りた法人がいかに農業経営をこの農地を借りたことでやれるかっていうことの審議をお願いしたいので、それに基づく説明をさせてもらって。

(●●●委員)

今まで3年間っていう話もあんのやんか今、言ってたようにね。自分のところで作ってへんかって、人に貸してたんちゃうかというようなことがあるのにな。そういう悪い実績があんのやんか。じゃあ、ここで次もどうなるか言うことを考えなあかんわと思うねん。この場で例えば、どうなるか知らんで。採決とって駄目やってなったらこれどうするねん。

- (事務局長) 駄目ってなるのは、借り手側の法人に色々認められない項目があるから不許可になるのもあって、そこの農地がどうかっていうことではないと思うんですね。
- (●●●委員) 貸し手は誰でもええねんな、別に。どんな人でも、どんなところでも借りられんねんな。
- (●●委員) それもおかしな話やね、ほんなら。
- (事務局長) これからこうして利用権設定として位置づけて表に出して借りるってところでするので、農業委員会としてはそれによって集積を進めるってということにもなってきますので、この届出云々というよりも、この利用権設定はある一定、条件を満たす届出であるということをお願いしたいと思います。
- (●●●委員) 利用権設定はオーケイや。
- (●●●●●) そうそう、利用権設定はオーケイで、今度、農地の取得は今後はダメやと。
- (●●●委員) 去年の問題も片付けてへんまんまでそのままやったら、それだけがあかんであって、貸さはるのは俺、ええと思うんです。●●●●●が貸してはるの関係あらへんねん、別に誰に貸さはってもかまへんねんけど、●●●●●の問題だけやねん。裁判までかけて争ってんのにやで、こんなことしてやで、オッケーとれたら、●●●●●またやるで。
- (事務局長) これはあくまでも、●●●●●の農業経営を整理する上でのひとつの流れであるっていうふうに考えておりますので、3年間過ぎて自らするのではなくって、借り手さんのほうに貸して効率的に使ってもらえるのではないかっていうところでのひとつの届出だと思います。
- (●●●委員) 次から経営拡大っていうのはおかしいから。

- (事務局長) 今後、きっちりと出された時には確認をしていくことになると思います。
- (●●委員) この●●●●●は3年前に買われたんですかね。
- (事務局) 3年ちょっと前くらいです。
- (●●委員) その時には、経営規模の拡大をするっていうことで買われたんですよね。その中で、今後3年間で出てきて、貸すことには今、言うてはるように問題ないと思うんですけどね。今後、この方が農地の規模拡大というかたちで収入を多くするというところで出てきた時には、皆さんはやっぱりあかんと言う立場に立って、次の時には、規模拡大で出てきた時には、残られる方が少ないかもわからへんけど、そこらはきっちりと整理をされて、審議をしていただきたいと思うんです。
- (●●●委員) だから去年もあかんって言った。
- (会長) それは、事務局のほうから、次、出てきた段階でね、今日の会議の内容を十分に●●●●●のほうに言う必要があると思いますが。
- (事務局長) 今、おっしゃられましたように、駄目だを前提じゃなくって、その案件が農地法上に基づいて、基盤強化法に基づいてどうかっていうところで審議を願いたいってというのが一番だと思いますので、それらがきっちり判断ができるような材料をこちらとしても提示できるように窓口には努めていきたいと思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。
- (会長) その他、何かございませんか、よろしいですか。その他ご意見がなければ、採決のほうに入っていきたいと思いますが。
- (●●●委員) 貸し借りは問題ないと思うし、許可したたらええと思うので。ただ、その問題だけや。後でそれは審議してもうたらええ

(●●●委員) わ。それは去年の問題と一緒に事務局で協議せなあかん問題やで。

(会長) よろしいですか。後、何か言い足らんことはございませんか、よろしいですか。それではその他、ご意見もないようですので、採決に入ります。

議案第4号受付番号52について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数。よって、可とすることに決定をいたします。

それではこれで、本日予定をしておりました審議については全て終わりたいと思います。本日は報告案件はございません。

————— 午後2時14分 終了 —————